

令和6年度介護ロボット導入支援に関するQ&A

質問一覧（赤字：昨年度からの変更点）

【全般】

Q：法人の代表者が変わりました。

【補助金申請時】

〈補助対象事業者について〉

Q：以前にこの補助金の交付を受けたことがあります。今年度も補助対象になりますか。

Q：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設は対象になりますか。

Q：有料老人ホームは対象になりますか。

Q：在宅系サービス（訪問看護等）は対象になりますか。

Q：同一法人で複数の施設があります。補助申請をまとめて行うことができますか。

〈補助対象について〉

Q：令和7年1月に発売予定のロボットを導入したいと考えています。補助の対象になりますか。

Q：A社のロボットを導入したいと考えているが、対象になりますか。

Q：見守り介護ロボットを複数台購入予定ですが、動作するには併せてロボットを統括する管理サーバーも必要となっています。このサーバーは補助の対象に入りますか。

Q：申請書を提出したら速やかに契約を結びたいと検討していますが、いつ頃結べばよいですか。

Q：特別養護老人ホームですが、従来型とユニット型で別々に介護事業者の指定を受けています。申請も別々に行う必要がありますか。また補助限度台数は従来型とユニット型で通算することになりますか。

〈補助申請書の作成について〉

Q：補助対象経費に含まれないものにはどんなものがありますか。

Q：見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でも構いませんか。

Q：見積書に消費税の記載は必要ですか。

Q：役員名簿について、電子データでの提出が必要となっておりますが、提出形式はどのようにすればよいですか？

〈交付決定後〉

Q：交付決定を受けましたが、ロボットが在庫切れになり購入ができなくなりました。同様のロボットを購入したいと思いますが、補助金の対象になりますか。

Q：ロボットの到着が翌年度4月上旬となりそうです。補助金の対象になりますか。

〈実績報告〉

Q：契約書や領収書の写しには「原本証明」が必要とありますが、どのようなものですか。

Q：契約書を作成していませんが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいですか。

Q：領収書の日付が令和7年4月1日になっています。

Q：領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができません。どのようにすればよいですか。

Q：領収書の代わりとして「支払が確認できる振込書類」を提出したいと思いますが、どのようなものがありますか。

Q：領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができません。どのようにすればよいですか。

Q：領収書の代わりとして「支払が確認できる振込書類」を提出したいと思いますが、どのようなものがありますか。

Q：導入したロボットの写真はどのようなものを撮ればよいですか。

Q：補助金の請求書は実績報告の書類と併せて出してよいですか。

〈補助金交付申請〉

Q：補助金は法人名義で提出していますが、法人代表者以外の口座（例：施設の口座など）に振り込むことはできますか。

〈補助金交付後について〉

Q：特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、併設のデイサービスで利用したいと考えているが、どうすればよいですか。

Q：補助金を受けたロボットを廃棄したいと考えていますが、どうすればよいですか。

【全般】

Q：法人の代表者が変わりました。

A：必ず県高齢者福祉課介護ロボット担当（043-223-2593）までご連絡ください。書類の進捗状況に応じ、変更したことを証する書類等の作成をお願いすることがあります。

なお、変更の手続きがされていない場合、補助金の交付が遅れることがあります。

【補助金申請時】

＜補助対象事業者について＞

Q：以前にこの補助金の交付を受けたことがあります。今年度も補助対象になりますか。

A：新規計画を作成し、新たにロボットを導入する場合は補助対象になります。

過去に導入済みのロボットに対しては改めて補助金の対象にはなりません。新たに計画を作成し、同型のロボットを導入する場合は補助金の対象になります。

なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、一事業所につき一回の補助とします。

Q：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設は対象になりますか。

A：介護保険に基づく指定等を受けており、介護保険事業所番号が交付されていれば、対象になります。令和6年度から公立施設も対象となりました。

Q：有料老人ホームは対象になりますか。

A：介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象になりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。

Q：在宅系サービス（訪問看護等）は対象になりますか。

A：介護保険に基づく指定等を受けており、介護保険事業所番号が交付されていれば、対象になります。

この場合、施設定員は申請時点での職員数や体制でカバーできる利用定員を定員とします。

申請時にはその人数が適正なものであるとわかるよう、直近の実績や職員の一覧表といった書類をご送付ください。

Q：同一法人で複数の施設があります。補助申請をまとめて行うことができますか。

A：令和6年度から手続きの簡素化を目的に、原則法人単位での申請に変更しましたので、可能です。なお、あくまでも施設ごとに補助内容を審査しますので、施設ごとに指定様式で個票を作成してください。また、同一法人で補助限度台数は、通算しません。

<補助対象について>

Q：令和7年1月に発売予定のロボットを導入したいと考えています。補助の対象になりますか。

A：補助の対象にはなりません。実施要綱3（ア）により「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット」が補助対象となっています。

Q：A社のロボットを導入したいと考えているが、対象になりますか。

A：対象となる機器は3パターンあります。

パターン1 国が示している、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義に当てはまるロボット（県HP資料 別添）

パターン2 経産省の開発事業において、採択されたロボット（県HP資料 採択事業一覧）

パターン3 負担軽減や効率化等に有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できる機器。（一般的な用途に限定される機器等は対象外）

疑義がある場合は、県庁までカタログの写しを送付の上、ご相談ください。また近年の補助対象機器については県庁HPで掲示していますので参考にしてください。

Q：見守り介護ロボットを複数台購入予定ですが、動作するには併せてロボットを統括する管理サーバーも必要となっています。このサーバーは補助の対象に入りますか。

また、「(別紙1) 補助金所要額調書」はどのように記載すればよいですか。

A：管理サーバーはロボットの利用に不可避であると考えられるため、補助の対象となります。台数で案分し、「1機器あたりの対象経費」に1台分を併せて計算します。

例：見守り介護ロボット 本体価格 100,000円 9台

管理サーバー 本体価格 50,000円 1台

→管理サーバーはロボット1台あたり $50,000 \div 9 = 5,555.555\cdots$ 円

→1円以下を切り捨てし、5,555円

→調書の「1 機器あたりの対象経費」は $100,000 + 5,555 = 105,555$ 円を記入

Q：申請書を提出したら速やかに契約を結びたいと検討していますが、いつ頃結べばよいですか。

A：国の内示後であれば、県の交付決定を待たずに契約締結が可能ですが、県からの採択結果の通知はお待ちいただき、金額等の提示内容を確認してから導入を行ってください。採択結果は9月上旬頃ご案内予定です。内示日以前に契約したロボットについては補助対象外のため補助金を交付できません。

Q：特別養護老人ホームですが、従来型とユニット型で別々に介護事業者の指定を受けています。申請も別々に行う必要がありますか。また補助限度台数は従来型とユニット型で通算することになりますか。

A：令和6年度から法人単位の申請に変更となったため、申請は1つですが、従来型とユニット型は別で指定を受けている場合、本補助金も別施設扱いとなり、個票は別々に作成する必要がございます。また台数制限についても従来型とユニット型は別計算とします。

例：従来型 定員51人 → 1/2 → 25.5 → 26台（切り上げ）

ユニット型 定員31人 → 1/2 → 15.5 → 16台（切り上げ）

<補助申請書の作成について>

Q：補助対象経費に含まれないものにはどんなものがありますか。

A：（1）当該年度に要する介護ロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費について
⇒メンテナンス費、通信費、設置工事費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用

（2）当該年度に要する見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費について
⇒メンテナンス費、通信費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用

上記に該当する費用については、補助対象経費に含まれませんので、補助金所要額調書の対象経費には含まないよう注意してください。

Q：見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でも構いませんか。

A：申請日が見積書の有効期限内であれば構いません。

Q：見積書に消費税の記載は必要ですか。

A：消費税が補助対象経費に含まれないため、本体価格が区別できる形であれば受領はします。税抜きか税込みかわかるよう作成するように見積書の依頼を行ってください。

Q：役員名簿について、電子データでの提出が必要となっていますが、提出形式はどのようにすればよいですか？

A：県の交付決定手続きに必要になりますので、必ずエクセル形式で提出してください。こちらは紙媒体及び電子データ双方で提出が必要になりますのでご注意ください。

電子提出する場合は、データを申請者側がデータで保存しておく必要があります。

<交付決定後>

Q：交付決定を受けましたが、ロボットが在庫切れになり購入ができなくなりました。同様のロボットを購入したいと思いますが、補助金の対象になりますか。

A：まずは県までどのようなロボットを購入するかご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定と大きく異なるものではないロボットの場合、決定内容を変更し、補助の対象になる可能性があります。

なお、変更にあたっての条件として、県が再度決定を行ってから契約を行い年度内に購入することが必要となります。ご連絡を頂いた日程によっては変更決定をしても補助金を受けられなくなる可能性が高くなりますので、お早目のご相談をお願いします。

Q：ロボットの到着が4月上旬となりそうです。補助金の対象になりますか。

A：なりません。当該年度中に介護ロボットの導入及び支払が完了しなかったものは補助対象としないためです。補助金を受ける場合は必ず年内に完了してください。

なお、間に合わなかった場合でも、交付要綱第10条に基づき実績報告をしていただく必要があります。

<実績報告>

Q：契約書や領収書の写しには「原本証明」が必要とありますが、どのようなものですか。

A：下記のように記載してください。※押印がないものは無効です。

(必要な事項が記載されていれば表記が多少異なっても構いません)

原本と相違ないことを証します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(法人名) (代表者職名) (法人代表者) 法人代表者印

Q：契約書を作成していませんが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいですか。

A：契約書の代わりとして発注書等、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、書類には下記の内容が記入されていることが必要です。

- ・ 書面の日付
- ・ 購入する法人名と、相手方（機器の代理店など）の名称
- ・ 金額（消費税額がわかるようになっていること、また購入機器が複数あったり、付属品がある場合は内訳がわかるようになっていること）

なお、提出の際には契約書同様に原本をコピーし、原本証明が必要です。

Q：領収書の日付が令和7年4月1日になっています。

A：補助対象外のため、補助金を受けることができません。

必ず令和6年12月28日までに領収書が発行できるようスケジュールを調整してください。

Q：領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができません。どのようにすればよいですか。

A：別紙で機器名・個数・金額がわかる書類（様式自由）を添付してください。

Q：領収書の代わりとして「支払が確認できる振込書類」を提出したいと思いますが、どのようなものがありますか。

A：銀行に振り込んだときの控えがあるとよいです。なお、領収書同様、機器名・個数・

金額がわかる書類（様式自由）も添付してください。

Q：導入したロボットの写真はどのようなものを撮ればよいですか。

A：シリアルナンバーが記載されている写真をご送付ください。これは補助の対象となったロボットが区別できるためのものです。ベッドでは脚の部分などに記載があるようです。

ロボットのシリアルナンバーがわからない場合は、施設側でシールを貼り区別し、その写真を撮っていただいても構いません（補助対象機器と判別できるため）。

また、見守り機器の導入に伴う通信環境整備について、整備工事等を実施した場合は、当該工事等の現場写真（施工前・施工後）などを添付してください。

Q：補助金の請求書は実績報告の書類と併せて出してよいですか。

A：請求書と実績報告書を同時に提出することはありません。実績報告の書類を提出し、県で審査後に額を確定する書類を送付しますので、届いてから請求書をご提出ください。

<補助金交付申請>

Q：補助金は法人名義で提出していますが、法人代表者以外の口座（例：施設の口座など）に振り込むことはできますか。

A：委任状をご記入いただき、法人代表者から施設の口座の名義人に委任する形であれば可能です。

<補助金交付後について>

Q：特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、併設のデイサービスで利用したいと考えているが、どうすればよいですか。

A：原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。

Q：補助金を受けたロボットを廃棄したいと考えていますが、どうすればよいですか。

A：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を超えている場合は、県への報告は不要です。